

平成29年度黒松内町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、黒松内町（以下「町」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等とし、町内に所在する施設等からの調達の推進に努めるものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する事業所（特例子会社）

イ 法施行令に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

※重度障害者多数雇用事業所の要件（次の①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達目標

物品等の調達に当たっては他の業者との公平性を損なわないように配慮し、適正な予算の執行に努めながら障害者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討のうえ、調達するものとする。

6 調達の推進方法

- (1) 保健福祉課では、障害者就労施設等から提供可能な物品、役務等について情報収集し、これらの情報を基に各課に対して情報提供を行うものとする。
- (2) 各課においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの調達の推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定または見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、調達の実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。